

第七十二号議案

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立障害者就労支援センター条例の一部を改正する条例
江戸川区立障害者就労支援センター条例（平成十七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「江戸川区篠崎町一丁目一〇七番地三」を「江戸川区篠崎町一丁目三二番二三号」に改める。

第四条第二項第一号中「第十五条」を「第十五条第四項」に改める。
第九条第一号中「若しくは」を「又は」に改める。

付 則

この条例は、平成二十四年十一月五日から施行する。

（説明）

住居表示の実施に伴い、江戸川区立障害者就労支援センターの位置を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。